

答弁書第三二〇号

内閣参質一八九第三二〇号

平成二十七年十月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員西村まさみ君提出保険医療機関等の指導に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員西村まさみ君提出保険医療機関等の指導に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十四年度及び平成二十五年度においては、社会保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度のいずれも対象としているところである。

二について

お尋ねの「「今後の適正かつ適切な指導に支障を来すおそれ」があるとする理由」については、先の答弁書（平成二十七年九月十八日内閣参質一八九第二百八十号。以下「前回答弁書」という。）において、個々の医療機関ごとの平均点数の算定期間を明らかにすることにより、医療機関において恣意的な点数の調整等が行われるおそれがあることから、回答を差し控えることとしたものである。また、お尋ねの各年ごとの算定期間についても、同様の理由から、お答えを差し控えたい。

三について

お尋ねについては、調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「地方厚生局における研修の「日時、研修日程、内容」」のうち、「日時、研修日程」については、次のとおりである。なお、平成二十四年度、平成二十六年度及び平成二十七年度については、実施していない。

平成二十三年度については、北海道厚生局及び東北厚生局においては平成二十四年二月一日十三時から十七時まで、同月二日九時から十七時まで及び同月三日九時から十二時まで、関東信越厚生局においては平成二十四年一月三十日十三時から十七時まで、同月三十一日九時三十分から十七時まで及び同年二月一日九時三十分から十四時三十分まで、東海北陸厚生局においては平成二十四年三月十二日十三時から十七時まで、同月十三日九時から十七時まで及び同月十四日九時から十二時十分まで、近畿厚生局及び中国四国厚生局においては平成二十四年二月十五日十三時から十七時十五分まで、同月十六日九時四十五分から十七時まで及び同月十七日九時四十五分から十四時四十五分まで、四国厚生支局においては平成二十四年二月十三日十三時から十七時まで、同月十四日九時から十七時まで及び同月十五日九時から十四時三十分まで、九州厚生局においては平成二十四年二月六日十三時から十七時まで、同月七日九時から十七時まで及び同月八日九時から十二時までである。

平成二十五年度については、北海道厚生局及び東北厚生局においては平成二十六年二月三日十三時から十七時まで、同月四日九時から十七時まで及び同月五日九時から十二時まで、関東信越厚生局においては平成二十六年二月十二日十三時から十七時三十分まで、同月十三日九時三十分から十七時三十分まで及び同月十四日九時三十分から十四時三十分まで、東海北陸厚生局においては平成二十六年二月十七日十三時から十七時まで、同月十八日九時三十分から十七時まで及び同月十九日九時三十分から十二時まで、近畿厚生局、中国四国厚生局、四国厚生支局及び九州厚生局においては平成二十六年二月五日十三時から十七時まで、同月六日九時三十分から十七時まで及び同月七日九時三十分から十二時までである。

また、お尋ねの「内容」及び「研修において使用する資料」については、例えば、医療保険の現状、指導監査の留意点及び事例研究等について議題とされているところである。

